

## 「阿南市中心市街地空き店舗等活用事業補助金」及び 「阿南市中心市街地空き店舗バンク制度」の創設について

阿南市の中心市街地のにぎわい創出と活性化を図るため、空き店舗を活用する事業者への「補助金」の交付、及び所有者と利用者をマッチングする「空き店舗バンク制度」を開始します。

### 1. 阿南市中心市街地空き店舗等活用事業補助金について

**【概要】** 中心市街地（阿南市都市計画マスタープランに定める中心商業・業務地）の対象区域内の通りに面した部分に位置する空き店舗などを活用して新たに出店する事業者に対し、その経費（空き店舗の改修費など）の一部を助成し、中心市街地のにぎわい創出と活性化を図るものです。

**【補助金額】** 補助対象経費の2分の1以内の額

**【補助限度額】** 100万円

**【申請受付期間】** 7月1日から随時受付を行います（事前相談も行っています）。  
※予算に達した時点で受付を終了します。（予算額400万円）

### 2. 阿南市中心市街地空き店舗バンク制度について

**【概要】** 空き店舗を貸したいと考えている所有者と借りたいと考えている利用者をマッチングして空き店舗の活用を図る制度です。

### 3. 対象区域・対象物件（両制度共通）

**【対象区域】** JR阿南駅西側区域（富岡町あ石、今福寺、トノ町、内町、東新町、西新町、東仲町、西仲町）

**【対象物件】** 上記区域に位置する空き店舗で、商業活動を休止してからおおむね3カ月を経過した物件（※補助金については、これに加え「店舗利用が可能な物件」も対象要件となります。）

問い合わせは 商工戦略課（☎22-3290）へ